

○浜田市地域協議会運営規則

平成17年11月21日規則第233号

改正

平成27年 6月30日規則第31号
平成27年 7月27日規則第35号
平成28年 6月24日規則第22号
令和 3年 3月19日規則第 9号
令和 6年 3月29日規則第15号

浜田市地域協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市協働のまちづくり推進条例（令和2年浜田市条例第31号）第14条の規定に基づき、地域協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第4条 地域協議会の庶務は、まちづくり社会教育課又は支所防災自治課において処理するものとする。

(正副会長連絡会議)

第5条 地域協議会相互の連絡調整及び連携を図ることを目的として、正副会長連絡会議（それぞれの地域協議会の会長及び副会長による会議をいう。以下同じ。）を開催することができる。

2 正副会長連絡会議の庶務は、まちづくり社会教育課において処理するものとする。

3 正副会長連絡会議の運営に関し必要な事項は、正副会長連絡会議に諮り別に定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成27年6月30日規則第31号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月27日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月24日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。